

令和5年5月19日
東北地方整備局

「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式を行います

～水道整備・管理行政の円滑な移管に向けて～

令和5年5月19日、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、一部の事務を地方整備局等が担うこととなります。

これを受け、水道整備・管理行政を円滑に移管するために、東北地方整備局に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置することとしました。（別紙参照）

※国土交通本省には「水道整備・管理行政移管準備チーム」が同日に設置されます。

【水道整備・管理行政移管準備室の設置式】

1. 日時 : 令和5年5月24日（水）17:00～17:15
2. 場所 : 東北地方整備局 仙台合同庁舎B棟10階第3会議室
3. 内容 : 訓示（東北地方整備局長）

<取材申し込み先>

取材をご希望の方は、令和5年5月23日（火）12時までに、メール連絡願います。

- ・タイトル：【5/24 設置式の取材申し込み】
- ・内容 : ①報道機関名、②代表者の名前、③電話連絡先、④総人数
- ・整備局メールアドレス thr-sokuhou@mlit.go.jp

<発表記者会：青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局

TEL：022-225-2171（代表）

【内容に関すること】

水道整備・管理行政移管準備室

副室長（企画部 企画調整官）村田 啓之（内線3112）

【設置式に関すること】

総務部 総務課 課長 結城 勢（内線2351）

【取材申込に関すること】

広報広聴対策官 木曾 幸一（内線2117）

<水道整備・管理行政移管準備室の業務内容>

- ・水道整備・管理行政にかかる委任業務の実施に向けた準備
- ・下水道関係業務との一体的な実施に向けた準備
- ・その他移管にかかる本省や地方公共団体等との調整

<水道整備・管理行政移管準備室（東北地方整備局）の実施体制>

- ・ 室長 総務部 総括調整官
 - ・ 副室長 企画部 企画調整官
 - ・ 副室長 建政部 都市調整官
 - ・ 副室長 河川部 河川調査官
 - ・ 副室長 河川部 地域河川調整官
- その他、室員13名（合計18名）

参考

<水道整備・管理行政移管の経緯>

- ・令和4年9月2日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管する方針が決定
- ・令和5年5月19日に関連法*が成立

※ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

<国土交通本省等での対応>

- ・「水道整備・管理行政移管準備チーム」を設置
URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000527.html
- ・その他、各地方整備局等に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置